

学校いじめ防止基本方針

岐阜県立郡上特別支援学校

ここに定める「学校いじめ防止基本方針」は、平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」第13条を受け、当校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策などを示すものである。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) いじめの定義 <いじめ防止対策推進法 第2条>

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 具体的ないじめの態様

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

※けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

(3) いじめの「解消」の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が3か月間継続していること。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

2 当校におけるいじめ防止等に関する措置

(1) いじめの未然防止

(ア) 授業の工夫と改善

「分かる授業」「できる授業」「人権感覚を高める授業」を推進し、自己有用感や自己肯定感を高める。また、コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、ひとりひとりに配慮した授業作りを進める。

(イ) 互いを認め合う場の設定

命の大切さを理解し、豊かな心を育み、互いを認め合える望ましい人間関係と学校風土をつくる。

(ウ) 規範意識を高める活動

体験的な活動を通し、自ら行動してマナーやモラル等の規範意識を高める。

(エ) 教職員への研修会の実施

いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題や課題についての研修を行う。

(2) 早期発見（いじめの正確な認知の推進）

(ア) アンテナを高く保ち、シグナルを受け止める

教育相談や定期的なアンケート調査の実施等を充実させ、多面的、多角的に情報を収集し、兆候を見逃さない目を養い、声なき声に耳を傾ける。

(イ) 寄り添い、積極的に見守る

何気ない言葉や心無い言葉からもいじめとなり得ることを認識し、日頃から注意深く見守り、児童生徒の変化に組織的に対応できるよう協力体制を整える。

(ウ) 地域や保護者と連携する

日常的なやり取りや懇談会を活用して保護者との良好な関係を気づき、積極的に連携を図る。

(3) いじめへの対処（効果的な指導と対応）

(ア) 組織的に迅速かつ縦横、柔軟に対応する

問題行動が発生した際は、早期に対応し、最悪を想定する危機意識をもち、組織として対応に当たる。

(イ) 障がいや発達段階に応じて効果的に指導する

加害者、被害者双方の障がい特性を考慮して指導に当たり、双方の保護者の理解を得よう努める。

(ウ) 関係機関と連携して協力を得る

問題を学校だけで抱え込まず、早期解決に向けて関係諸機関と情報の連携を図る。

3 いじめの防止のための取組

(1) 当校は、いじめ防止のための組織の構成員、外部専門家の参画、運営を次のように定める。

名 称	いじめ防止等対策委員会（岐阜県立郡上特別支援学校）	
目 的	いじめ防止及び早期発見・早期対応、並びに重大事態発生時の調査及び対処を行うことを目的として組織する。	
構 成 員	校内	校長、副校長、教頭、部主事、教務主任、進路指導主事、生徒指導主事、教育相談担当、保健主事、特別支援教育コーディネーター、養護教諭
	外部	弁護士、臨床心理士（SC）、地域代表、PTA会長
運 営	第1回（6月）	学校の現状の確認及び基本方針の確認をするとともに、年間計画を決定する。
	第2回（2月）	取組の成果と課題を洗い出し、次年度に向けて基本方針等の見直しを行う。
	随 時	いじめ事案発生時には、速やかに本会を開催し、事態の対応に当たる。

(2) 学校及び各分掌の取組

<p>学 校 全 体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教育活動全体を通じて、全ての児童生徒に正しい人権意識を醸成する。 ・児童生徒の豊かな情操や道徳心を育てる活動を推進する。 ・お互いの人格を尊重し合える態度を育成する。 ・情報の共有「報告、連絡、相談」体制を整え、管理職を中心とした組織対応を構築する。
<p>生徒指導部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活における規律を正し、児童生徒が主体的に授業や行事に参加できるように指導する。 ・定期的に「いじめ調査」を実施し、状況を把握する。(学期ごとに実施) ・全教職員のいじめ対応に係る資質の向上を図る職員研修等を開催する。 ・情報モラルに関する指導を定期的実施する。 ・外部機関(警察、子ども相談センター、市役所社会福祉課等)との連携を図る。 ・学校祭の取組や「ひびきあいの日」の取組において、仲間の良いところや頑張りを認め合う取組を行う。 ・生徒会、委員会活動によるいじめ未然防止に関わる自主的活動の推進を図る。
<p>教 務 部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと教育を推進し、地域の人々と互いに認め合い、地域に貢献する態度を養う。 ・キャリアパスポートを活用し、自己理解を深めるとともに、自己肯定感や自信を育む。
<p>健康教育部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・健康観察を行い、心身の状況を把握し、児童生徒理解につなげる。 ・感染症に対する差別や偏見について考え、感染症を正しく理解し予防に努めるよう指導する。
<p>進路指導部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高等部3年間を見直し、目的意識を育成するための進路指導を行う。 ・現場実習、校内作業実習、企業内作業学習、職場見学等を通して実社会での規律を理解する場を設定する。
<p>地域連携部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の人々との交流を積極的に推進する。 ・居住地校交流、学校間交流及び共同学習を積極的に推進する。 ・定期的に児童生徒の支援に関わる情報交換をし、必要に応じてケース会議を開催する。 ・保護者、地域と連携し、児童生徒の生活を見守れるような関係作りを推進する。

(3) いじめ防止プログラム (年間計画)

【 大和校舎 】

月	行事・活動	目的
4	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒理解職員研修 ・新入生を迎える会 ・保護者懇談 ・スクールバス運転手、添乗員研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒を理解するための職員研修 ・自己紹介や遊びを通して、新しい仲間との絆を深める取組 ・保護者との懇談 ・スクールバス運転手と添乗員の児童生徒理解のための研修
5	<ul style="list-style-type: none"> ・居住地校交流 ・スクールカウンセラー等活用事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・居住地の同年代の児童生徒と学び合い交流を深める活動 ・スクールカウンセラーによる児童生徒、保護者、教職員のカウンセリング
6	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒集会 ・居住地校交流 ・学校間交流 (小) ・第1回県いじめ調査 ・第1回いじめ防止等対策委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・他部との絆を深め、お互いの良さを認め合う取組 ・居住地の同年代の児童生徒と学び合い交流を深める活動 ・地域の同年代の児童生徒とお互いの良さを知り、交流を深める取組 ・第1回県いじめ調査 ・学校の方針と具体的対応、年間計画の確認
7	<ul style="list-style-type: none"> ・人権七夕 ・児童生徒集会 ・保護者懇談 ・居住地校交流 ・スクールカウンセラー等活用事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権七夕を通して仲間の良さを認め合う取組 ・他部との絆を深め、お互いの良さを認め合う取組 ・保護者との懇談 ・居住地の同年代の児童生徒と学び合い交流を深める活動 ・スクールカウンセラーによる児童生徒、保護者、教職員のカウンセリング
8	<ul style="list-style-type: none"> ・職員教育相談研修会 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の教育相談意識、教育相談技術の向上を図る講演
9	<ul style="list-style-type: none"> ・居住地校交流 	<ul style="list-style-type: none"> ・居住地の同年代の児童生徒と学び合い交流を深める活動
10	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒集会 ・保護者懇談 (小) ・学校間交流 (小、中) ・居住地校交流 ・スクールカウンセラー等活用事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・他部との絆を深め、お互いの良さを認め合う取組 ・保護者との懇談 ・地域の同年代の児童生徒とお互いの良さを知り、交流を深める取組 ・居住地の同年代の児童生徒と学び合い交流を深める活動 ・スクールカウンセラーによる児童生徒、保護者、教職員のカウンセリング
11	<ul style="list-style-type: none"> ・学校間交流 (小、中) ・居住地校交流 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の同年代の児童生徒とお互いの良さを知り、交流を深める取組 ・居住地の同年代の児童生徒と学び合い交流を深める活動
12	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回県いじめ調査 ・居住地校交流 ・スクールカウンセラー等活用事業 ・学校間交流 (小) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回県いじめ調査 ・居住地の同年代の児童生徒と学び合い交流を深める活動 ・スクールカウンセラーによる児童生徒、保護者、教職員のカウンセリング ・居住地の同年代の児童生徒と学び合い交流を深める活動
1	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒集会 ・居住地校交流 	<ul style="list-style-type: none"> ・他部との絆を深め、お互いの良さを認め合う取組 ・居住地の同年代の児童生徒と学び合い交流を深める活動
2	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回いじめ防止等対策委員会 ・居住地校交流 ・スクールカウンセラー等活用事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止等対策の年間の取組と報告 ・居住地の同年代の児童生徒と学び合い交流を深める活動 ・スクールカウンセラーによる児童生徒、保護者、教職員のカウンセリング
3	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回県いじめ調査 ・保護者懇談 ・卒業生を送る会 ・居住地校交流 	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回県いじめ調査 ・保護者との懇談 ・在校生から卒業生に感謝の気持ちを伝える取組 ・居住地の同年代の児童生徒と学び合い交流を深める活動

【 那比校舎 】

月	行事・活動	目的
4	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒理解職員研修 ・新入生を迎える会 ・保護者懇談 ・生徒の情報交換 ・スクールバス運転手、添乗員研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒を理解するための職員研修 ・自己紹介や遊びを通して、新しい仲間との絆を深める取組 ・保護者との懇談 ・生徒の指導についての情報交換 ・スクールバス運転手と添乗員の児童生徒理解のための研修
5	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の指導についての情報交換
6	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー等活用事業 ・生徒の情報交換 ・第1回県いじめ調査 ・第1回いじめ防止等対策委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーによる児童生徒、保護者、教職員のカウンセリング ・生徒の指導についての情報交換 ・第1回県いじめ調査 ・学校の方針と具体的対応、年間計画の確認
7	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談週間 ・保護者懇談 ・生徒の情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回県いじめ調査の結果を受けての個別の担任との懇談 ・保護者との懇談 ・生徒の指導についての情報交換
8	<ul style="list-style-type: none"> ・職員教育相談研修会 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の教育相談意識、教育相談技術の向上を図る講演
9	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の情報交換 ・郡上高校との共同学習 ・スクールカウンセラー等活用事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の指導についての情報交換 ・地域の同年代の生徒との学習活動により、お互いの良さを認め合う取組 ・スクールカウンセラーによる児童生徒、保護者、教職員のカウンセリング
10	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の指導についての情報交換
11	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回県いじめ調査 ・学校祭 ・ひびきあいの活動 ・生徒の情報交換 ・郡上高校との共同学習（作業学習） ・スクールカウンセラー等活用事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回県いじめ調査 ・学校祭の練習を通して、仲間との絆を深める取組 ・学校祭の取組の中での人権の取組 ・生徒の指導についての情報交換 ・地域の同年代の生徒との学習活動により、お互いの良さを認め合う取組 ・スクールカウンセラーによる児童生徒、保護者、教職員のカウンセリング
12	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談週間 ・保護者懇談 ・生徒の情報交換 ・郡上高校との共同学習（作業学習、保健体育） 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回県いじめ調査の結果を受けての個別の担任との懇談 ・保護者との懇談 ・生徒の指導についての情報交換 ・地域の同年代の生徒との学習活動により、お互いの良さを認め合う取組
1	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の情報交換 ・スクールカウンセラー等活用事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の指導についての情報交換 ・スクールカウンセラーによる児童生徒、保護者、教職員のカウンセリング
2	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回いじめ防止等対策委員会 ・卒業生を送る会 ・第3回県いじめ調査 ・生徒の情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止等対策の年間の取組報告と検証 ・在校生が卒業生に感謝の気持ちを伝える取組 ・第3回県いじめ調査 ・生徒の指導についての情報交換
3	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談週間 ・保護者懇談 ・生徒の情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回県いじめ調査の結果を受けての個別の担任との懇談 ・保護者との懇談 ・生徒の指導についての情報交換

4 情報等の取り扱い

(1) 資料の保管について

- ア) アンケートの質問票（いじめ調査）の原本等の一次資料の保存期間は、5年保存とする。
- イ) アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年とする。

(2) 発達検査等の有効活用について

発達検査については、児童生徒の特性や生活実態などを事前評価（アセスメント）するうえで有効な資料となり得るため、その扱いや活用方法について職員研修を実施し、児童生徒指導に積極的に利用する。

5 当校の学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況の評価について

当校の学校いじめ防止基本方針に基づく、いじめ防止のための行事、取組の実施状況、学校の雰囲気、学校内の人間関係等を学校評価にて評価する。評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

令和4年度 いじめ対応フロー図

(郡上特別支援) 学校

